

# 第43期 定時株主総会 招集ご通知



**日時** 2025年8月21日（木曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時30分）

**場所** 福岡市博多区博多駅前二丁目18番25号  
ホテル日航福岡 本館3階  
都久志の間

## 決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件  
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

## 目次

招集ご通知 .....	1
株主総会参考書類 .....	7
事業報告 .....	13
連結計算書類 .....	30
計算書類 .....	33
監査報告書 .....	37
交付書面省略事項 .....	43

**株式会社コスモス薬品**

証券コード：3349

証券コード 3349

2025年8月1日

(電子提供措置の開始日2025年7月28日)

株 主 各 位

福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

株式会社コスモス薬品

代表取締役社長 横山 英昭

## 第43期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第43期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第43期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.cosmospc.co.jp/ir/>

東証ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください)

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年8月20日(水曜日)午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年8月21日(木曜日) 午前10時(受付開始 午前9時30分)
2. 場 所 福岡市博多区博多駅前二丁目18番25号  
ホテル日航福岡 本館3階 都久志の間
3. 会議の目的事項  
報告事項 1. 第43期(2024年6月1日から2025年5月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第43期（2024年6月1日から2025年5月31日まで）計算書類報告の件

**決議事項**

- 第1号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件  
**第2号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件  
**第3号議案** 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

- (注) 1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

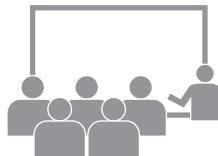
## 議決権行使に関するお願い

株主総会へのご出席に際しましては、ご自身の体調をご確認のうえご出席いただきますようお願い申し上げます。

なお、**当日ご出席されない場合は、郵送またはインターネットにより議決権をご行使いただくことができます**ので、お手数ながら、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年8月20日（水曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

### A

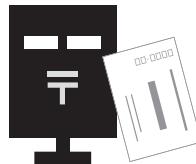
#### 当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください（ご捺印は不要です）。また、議事資料として本冊子をご持参ください。

### B

#### 書面による議決権の行使の場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2025年8月20日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

### C

#### インターネットによる議決権の行使の場合



3～5頁をご参照のうえ、パソコン、スマートフォンから議決権行使ウェブサイトアクセスし、画面の案内に従って、2025年8月20日（水曜日）午後6時までに議案に対する賛否をご入力ください。

■書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使として取扱います。インターネットで複数回重複して議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使として取扱います。

#### 【機関投資家の皆様へ】

上記のインターネットによる議決権の行使のほかに、あらかじめ申し込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

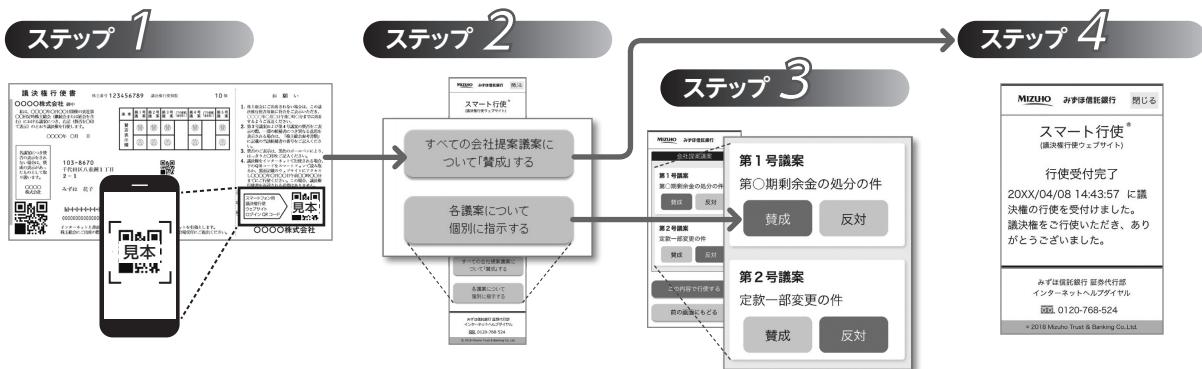
## ■インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等による議決権行使は、パソコン、スマートフォン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスし、下記の【QRコードを読み取る方法「スマート行使」】または、【議決権行使コード・パスワードを入力する方法】から画面の案内に従ってご行使いただけますようお願い申し上げます。

### QRコードを読み取る方法「スマート行使」

【簡単！】議決権行使コード・パスワードの入力が不要で行使できます。

※操作画面はイメージです。



同封の議決権行使書用紙の右下の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了!

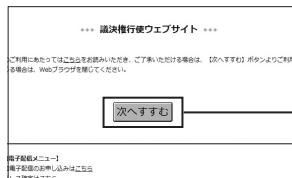
※ QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

**ご留意事項** 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

1 議決権行使ウェブサイト  
にアクセスしてください。



「次へすすむ」  
をクリック

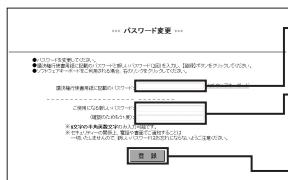
2 議決権行使書用紙に記載された  
「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を  
入力

「次へ」を  
クリック

3 議決権行使書用紙に記載された  
「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を  
入力

実際にご使用になる  
新しいパスワードを  
設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って  
賛否をご入力ください。

**ご留意事項** ログイン後のパスワードについては、株主さまご本人がお決めになったものに変更されます。

- インターネットによる議決権の行使は、2025年8月20日（水曜日）午後6時まで受け付けておりますが、議決権行使結果集計の都合上、できるだけ早めにご行使くださいようお願い申し上げます。
- 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使として取扱います。インターネットで複数回重複して議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使として取扱います。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためにプロバイダーへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金）などが必要な場合がありますが、これらの料金は株主さまのご負担となります。

**?** お問い合わせ .....

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方法  
などがご不明な場合は、右記にお問い  
合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部  
インターネットヘルプダイヤル

 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く9:00~21:00)



# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となり、うち取締役宇野之崇氏については、取締役を退任いたします。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）3名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者の指名にあたっては、社内取締役を議長とし、構成員の過半数が社外取締役である指名・報酬委員会からの答申を踏まえ、本人の人格・識見及び経歴などを総合的に勘案し、取締役会で決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

#### 【取締役会スキルマトリックス】

取締役候補者に特に期待するスキル・専門的な分野は以下のとおりであり、各候補者が取締役に就任した場合の取締役会体制を表しております。

氏名	横山 英昭	柴田 太	宇野 史泰	小坂 通美	渡部 有紀	原田 知代子
再任／新任	再任	再任	新任	再任	再任	再任
就任予定の地位	取締役	取締役	取締役	取締役 監査等委員	社外取締役 監査等委員	社外取締役 監査等委員
企業経営・事業戦略	○	○	○			
当社事業・業界経験	○	○	○	○		
営業・マーケティング	○		○			
組織マネジメント・人材育成	○					
財務・会計		○				○
法務・コンプライアンス		○		○	○	
ESG・SDGs		○		○	○	○

※上記一覧表は、各氏の有する全ての知見・経験を表すものではありません。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	よこやま ひであき 横山 英 昭 (1980年9月19日生)	2003年 4月 当社入社 2007年 9月 当社店舗運営部エリア長 2011年 7月 当社店舗運営部長 2016年 8月 当社取締役店舗運営部長 2017年 8月 当社取締役営業本部長兼店舗運営部長 2018年 6月 当社代表取締役社長 (現任) 2019年 8月 (株)グリーンフラッシュ代表取締役 (現任)	株  26,000
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>横山英昭氏は、2016年に取締役に就任し当社グループの経営に携わっており、同氏もつ豊富な経験・知見等に基づき、店舗運営部門に加えて営業部門全体の統括責任者として当社グループの業容拡大に貢献してまいりました。そして、2018年より代表取締役社長を務めております。今後のさらなる企業価値向上のためには同氏が経営責任者として指揮を執ることが最適であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		
2	しば た ふとし 柴田 太 (1971年10月24日生)	1998年11月 当社入社 2004年 9月 当社人事総務部広報課長 2006年 7月 当社経営企画部長 2012年 6月 (株)グリーンフラッシュ代表取締役 2012年 8月 当社取締役経営企画部長 2017年 8月 当社代表取締役社長 2018年 6月 当社取締役経営企画部長 (現任) 2019年 8月 (株)グリーンフラッシュ取締役 (現任)	株  61,700
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>柴田太氏は、2012年に取締役に就任し当社の経営に携わっており、同氏もつ豊富な経験・知見等に基づき、経営企画部門の統括責任者として当社グループの業容拡大に貢献してまいりました。今後のさらなる企業価値向上のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	宇野史泰 <small>う の ふみ やす</small> (1977年6月13日生)	2004年 2月 当社入社 2007年 6月 当社店舗運営部エリア長 2010年 3月 当社商品部 商品一課長 2016年 3月 当社商品部 副部長 2021年 7月 当社商品部長 (現任)	株  2,101,400
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>            宇野史泰氏は、2021年に商品部長に就任して以来、同氏もつ豊富な経験・知見等に基づき、商品部門の統括責任者として当社グループの業容拡大に貢献してまいりました。今後のさらなる企業価値向上のために適切な人材と判断し、新任の取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。  
 2. 所有する当社株式数は、2025年5月31日現在であります。

## 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	小坂通美 (1960年9月27日生)	2003年5月 当社入社 2005年1月 当社総務課長 2009年4月 当社総務部長 2012年6月 (株)グリーンフラッシュ取締役 2019年8月 当社取締役監査等委員(現任) 2019年8月 (株)グリーンフラッシュ監査役(現任)	株  900
	<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 小坂通美氏は、2009年より総務部長を務め、総務部門の統括責任者として当社グループの業容拡大に貢献してまいりました。同時に、当社の業務全般について高い知見を有しております。コーポレート・ガバナンスの強化及び監査体制の充実のために適切な人材と判断し、引き続き監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。</p>		
2	渡部有紀 (1971年8月4日生)	2008年12月 福岡県弁護士会 弁護士登録 2008年12月 徳永賢一法律事務所(現 法律事務所徳賢)入所(現所属) 2014年4月 平成26年度九州弁護士会連合会事務局次長 2019年4月 令和元年度福岡県弁護士会業務事務局長 2022年8月 当社取締役監査等委員(現任)	株  0
	<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</b> 渡部有紀氏は、弁護士の資格を有し企業法務に精通しており、企業経営の健全性を確保する十分な見識を有しております。同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として培われた長年の法律知識・経験等を、当社の監査体制に活かしていただけるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	原田知代子 (1974年4月24日生)	2000年4月 伊藤次郎税理士事務所 入所 2002年9月 原田正一税理士事務所 入所(現所属) 2003年2月 税理士登録 2021年8月 当社取締役監査等委員(現任)	株 0
	<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</p> <p>原田知代子氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する専門的知識を有しております。同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、税理士としての長年の経験により経営の監督とチェック機能の観点から社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

- (注)
- 各候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
  - 社外取締役候補者原田知代子氏の戸籍上の氏名は、堤知代子であります。
  - 渡部有紀氏及び原田知代子氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。  
なお、当社は渡部有紀氏及び原田知代子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
  - 監査等委員である社外取締役との責任限定契約について  
渡部有紀氏及び原田知代子氏は、当社と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。なお、両氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合には、当該契約を継続いたします。
  - 渡部有紀氏の当社監査等委員である社外取締役在任期間は、本総会終結のときをもって3年となります。
  - 原田知代子氏の当社監査等委員である社外取締役在任期間は、本総会終結のときをもって4年となります。
  - 所有する当社株式数は、2025年5月31日現在であります。

### 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
まつ 松 尾 佳 子 (1973年3月27日生)	2002年10月 福岡県弁護士会 弁護士登録 2002年10月 大脇法律事務所 入所 2006年7月 田中・松尾法律事務所 開設(現所属) 2016年4月 福岡県弁護士会 副会長 2020年4月 福岡県弁護士会 筑後部会部会長	株  0
【補欠の社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 松尾佳子氏は、弁護士の資格を有し企業法務に精通しており、企業経営の健全性を確保する十分な見識を有しております。同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として培われた長年の法律知識・経験等を、当社の監査体制に活かしていただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 松尾佳子氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。  
2. 松尾佳子氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。  
3. 本議案において松尾佳子氏の選任が承認され、同氏が監査等委員である社外取締役に就任することとなった場合には、当社は松尾佳子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。  
4. 当社は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者 松尾佳子氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合には、東京証券取引所に対し、同氏を独立役員として届け出る予定であります。

以上

# 事業報告

(2024年6月1日から  
2025年5月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、国内外の政情不安の影響もあり不安定な状況となりました。また、世界的なインフレはやや鈍化傾向が見られるものの、日本国内では引き続き様々な商品やサービスの価格上昇が続いています。

このような状況だからこそ、当社グループは更なるローコストオペレーションを追求し、高品質な商品を可能な限り低価格で販売できるよう努力邁進してまいりました。

出店政策につきましては、自社競合による一時的な収益性の低下も厭わず、次々と新規出店を行いました。同時に、新商勢圏への店舗網拡大を図ってまいりました。これにより、関東地区に31店舗、中部地区に27店舗、関西地区に15店舗、中国地区に11店舗、四国地区に10店舗、九州地区に26店舗の合計120店舗を新たに開設いたしました。また、スクラップ&ビルドにより1店舗を閉鎖した結果、当連結会計年度末の店舗数は1,609店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度業績は、連結売上高1兆113億90百万円（前年同期比4.8%増）、連結営業利益は404億4百万円（前年同期比28.3%増）、連結経常利益は431億60百万円（前年同期比25.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は309億78百万円（前年同期比26.7%増）となりました。

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資は、589億89百万円であります。  
主な内訳は、以下のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主要設備

店舗

- 【茨城県】 赤塚店、常陸太田店、下中山店、中根店、高萩店、水海道店、神栖平泉店
- 【栃木県】 五代店、大沢店、川田店
- 【群馬県】 大胡店、榛名店、高橋場店、太田下田島店、大手町店、高崎箕郷店、桐生相生店
- 【埼玉県】 久下店、野火止店、上藤沢店、吹上店、圏央鶴ヶ島店、桶川朝日店、新河岸店
- 【千葉県】 八日市場店、富里七栄店、誉田店、茂原中央店、白井店
- 【神奈川県】 阿久和西店、新屋店
- 【富山県】 射水大島店、福野店、内免店、北鬼江店
- 【福井県】 板垣店、福井羽水店
- 【山梨県】 西花輪店
- 【岐阜県】 松森店、県庁南店、みやまち店、北方東店、則武店
- 【静岡県】 雄踏店、袋井愛野店、大曲店、上香貫店、大岡店、西貝塚店
- 【愛知県】 花塚店、こもぐち店、岡崎駅南店、菅田店、瀬戸北山店、千歳通店
- 【三重県】 阿下喜店、川井中央店、桑名大福店
- 【京都府】 同志社山手店、綾部井倉店、伊勢田店、槇島店
- 【大阪府】 菊丘店、茨田大宮店、山之上北町店
- 【兵庫県】 下加茂店、飾東店、伊川谷店、丹波篠山店
- 【和歌山県】 重根西店、湯浅店
- 【奈良県】 上品寺店、平群店
- 【鳥取県】 岩美店
- 【岡山県】 津山高野店、総社真壁店、東富井店、勝央店
- 【広島県】 三次店、因島店
- 【山口県】 湯田店、柳井南町店、小月店、防府田島店
- 【徳島県】 問屋町店、西新浜町店
- 【香川県】 川東店、高松田村町店、飯田店

- 【愛媛県】 鬼北店、下松葉店、宇和島丸之内店、八幡浜店、北高下店
- 【福岡県】 横代東店、那珂川今光店、北泉店、周船寺三丁目店、日佐店、  
稲元店、広川中学校前店
- 【佐賀県】 鳥栖蔵上店、多久駅前店
- 【長崎県】 貝津店、小浜マリーナ店
- 【熊本県】 小国店、下城南中前店、上熊本店、小山店、天草瀬戸店、  
龍田弓削店、御幸笹田店、田井島店
- 【大分県】 上宗方店
- 【宮崎県】 志和池店、元宮店
- 【鹿児島県】 加治木本町店、東開南店、真砂本町店、国分中央店

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、積極的な店舗展開による更なる飛躍を目指しております。しかし、これを可能とするには、店舗運営のマネジメントレベルの向上が不可欠と考えます。これを実現するために、①人材教育、②マニュアルの整備、③コンピュータシステムの充実、この3つを重要課題と認識し組織改革に取り組んでまいります。

チェーンストアは、規模の拡大によって段階的な組織の再構築・情報システムの見直しが必要と考えます。今後も持続的な成長を実現するために、将来にわたってその時点の企業規模よりも常に先を見据えた組織・システムの構築を進めてまいります。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	2022年5月期	2023年5月期	2024年5月期	2025年5月期 (当連結会計年度)
売上高	755,414	827,697	964,989	1,011,390
営業利益	29,796	30,128	31,501	40,404
経常利益	32,861	33,086	34,299	43,160
親会社株主に帰属する当期純利益	23,155	23,797	24,454	30,978
1株当たり当期純利益(円)	584.76	600.96	308.61	390.86
総資産額	363,052	420,967	476,546	524,755
純資産額	190,507	211,072	231,442	257,463
1株当たり純資産額(円)	4,810.92	5,330.26	2,920.13	3,248.45

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。  
なお、期中平均株式数については、自己株式数を控除して算出しております。
2. 当社は2024年9月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。  
1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額につきましては、当該株式分割が2024年5月期の期首時点で行われたと仮定して算定しております。

## (6) 子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社グリーンフラッシュ	10百万円	100.0%	ビル及び商業施設建物の総合維持管理 交通誘導警備等の請負
株式会社コスモス・コーポレーション	50百万円	100.0%	コンピュータによる情報処理サービス業 ソフトウェアの企画・設計・開発・販売

(注) 2025年5月31日現在、株式会社コスモス・コーポレーションは事実上の休眠会社となっております。

## (7) 主要な事業内容 (2025年5月31日現在)

当社グループは医薬品、化粧品、日用雑貨、食品（生鮮三品を除く）等の生活必需品全般を販売するドラッグストア事業を営んでおります。

(8) 主要な営業所 (2025年5月31日現在)

① 当 社

本社

福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

店舗

1,609店舗

地 域	店 舗 数	地 域	店 舗 数
茨 城 県	35店舗	奈 良 県	20店舗
栃 木 県	30店舗	和 歌 山 県	26店舗
群 馬 県	34店舗	鳥 取 県	19店舗
埼 玉 県	33店舗	島 根 県	24店舗
千 葉 県	28店舗	岡 山 県	49店舗
東 京 都	11店舗	広 島 県	55店舗
神 奈 川 県	8店舗	山 口 県	76店舗
富 山 県	23店舗	徳 島 県	38店舗
石 川 県	17店舗	香 川 県	41店舗
福 井 県	12店舗	愛 媛 県	55店舗
山 梨 県	6店舗	高 知 県	17店舗
岐 阜 県	27店舗	福 岡 県	202店舗
静 岡 県	28店舗	佐 賀 県	41店舗
愛 知 県	35店舗	長 崎 県	49店舗
三 重 県	30店舗	熊 本 県	115店舗
滋 賀 県	23店舗	大 分 県	77店舗
京 都 府	24店舗	宮 崎 県	79店舗
大 阪 府	49店舗	鹿 児 島 県	88店舗
兵 庫 県	85店舗		

② 子会社

株式会社グリーンフラッシュ（本社：福岡市博多区）

株式会社コスモス・コーポレーション（本社：福岡市博多区）

(9) 従業員の状況（2025年5月31日現在）

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	3,690名	69名増	32.9歳	8.5年
女 性	2,012名	129名増	29.3歳	4.7年
合計または平均	5,702名	198名増	31.7歳	7.1年

- (注) 1. 上記従業員の他、契約社員33名、パート32,563名、アルバイト17,006名が在籍しております。  
2. 平均年齢、平均勤続年数は、それぞれ単位未満を四捨五入して表示しております。

(10) 主要な借入先（2025年5月31日現在）

(単位：百万円)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	11,559
株 式 会 社 S B I 新 生 銀 行	4,237
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,836
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	2,894
株 式 会 社 北 九 州 銀 行	2,640
株 式 会 社 り そ な 銀 行	2,625
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	2,157
株 式 会 社 伊 予 銀 行	1,988
株 式 会 社 広 島 銀 行	1,950
株 式 会 社 十 八 親 和 銀 行	1,848

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2025年5月31日現在)

- |                 |              |
|-----------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数    | 238,400,000株 |
| (2) 発行済株式の総数    | 80,001,600株  |
| (3) 株主数         | 12,172名      |
| (4) 大株主 (上位10名) |              |

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
有 限 会 社 萬 緑	30,636	38.65
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	6,880	8.68
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 ( 信 託 口 )	4,571	5.77
公 益 財 団 法 人 余 慶 会	3,000	3.79
管理信託 (A 036) 受託者 株式会社SMBC信託銀行	2,400	3.03
管理信託 (A 037) 受託者 株式会社SMBC信託銀行	2,052	2.59
管理信託 (A 038) 受託者 株式会社SMBC信託銀行	2,051	2.59
THE NOMURA TRUST AND BANKING CO., LTD. AS THE TRUSTEE OF REPURCHASE AGREEMENT MOTHER FUND	1,520	1.92
コ ス モ ス 薬 品 従 業 員 持 株 会	1,426	1.80
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,203	1.52

- (注) 1. 持株数は、千株未満の端数を切り捨てて表示しております。  
2. 持株比率は、自己株式 (744,299株) を控除して計算しております。  
3. 持株比率は、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2024年7月12日開催の取締役会において、2024年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行うことを決議し、定款変更いたしました。これにより発行可能株式総数は238,400,000株に、発行済株式総数は80,001,600株となりました。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2025年5月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	横山英昭	株式会社グリーンフラッシュ代表取締役
取締役	柴田太	経営企画部長 株式会社グリーンフラッシュ取締役
取締役	宇野之崇	商品開発部長 株式会社グリーンフラッシュ取締役
取締役 (常勤監査等委員)	小坂通美	株式会社グリーンフラッシュ監査役
取締役 (監査等委員)	渡部有紀	法律事務所徳賢所員
取締役 (監査等委員)	原田知代子	原田正一税理士事務所員

- (注) 1. 取締役（監査等委員）渡部有紀氏及び原田知代子氏は社外取締役であります。
2. 原田知代子氏の戸籍上の氏名は、堤知代子であります。
3. 取締役（監査等委員）渡部有紀氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役（監査等委員）原田知代子氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役（監査等委員）渡部有紀氏及び原田知代子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 取締役（常勤監査等委員）小坂通美氏は、長きにわたり当社の総務部長を務め、当社の業務全般について高い知見を有しております。
7. 監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を置いております。

## (2) 当事業年度に係る取締役（監査等委員を除く。）の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針に基づき、継続的な企業価値向上につながるよう、また、業務執行・経営監督の機能に応じて、役員報酬制度を定めております。役員報酬は、役割や責任に応じた固定報酬及び臨時的に支払う役員賞与、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的とした譲渡制限付株式報酬にて構成されております。今後、当社の企業価値向上を図る上で、各々の取締役が果たすべき役割を最大限に発揮するため、客観性・透明性ある手続きを伴ったよりよい報酬制度となるよう検討してまいります。

また、退職慰労金制度につきましては、2006年8月30日開催の第24期定時株主総会の終結の時をもって廃止しております。

当社は、役員の報酬等の決定に関する手続きの客観性及び透明性を確保すること等を目的として、社内取締役を委員長とし、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会を設置しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針については取締役会によって決議されており、取締役の個人別の報酬等については、同業他社・同規模企業の報酬水準を踏まえて、貢献度及び業績などを総合的に勘案のうえ指名・報酬委員会で審議されております。

なお、必要に応じて、報酬制度全体につき、監督機能の強化や業績向上へのインセンティブが働く報酬のあり方などについて独立社外取締役の意見を聴取しております。その結果、見直しが必要と判断される場合には、同意見を踏まえた制度設計の見直しを取締役会に上程し、取締役会にて決定することといたします。

### ② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等については、2015年8月21日開催の第33期定時株主総会において決議された年間報酬限度額（年額240百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、員数10名以内）の範囲で決定します。なお、第33期定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名であります。

また、2023年8月22日開催の第41期定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、対象取締役に對し、譲渡制限付株式を交付する株式制度を導入すること並びに本制度に基づき、対象取締役に對する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を900百万円以内として設定すること、対象取締役に對して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は30,000株を上限とすること及び譲渡制限付株式の譲渡期間を譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれかの地位からも退任又は退職するまでの間とすることが決議されております。なお、第41期定時株主総会終結時点の対象取締役の員数は3名であります。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の決定権限は取締役会が有しております。具体的には、独立社外取締役2名とも加わった指名・報酬委員会にて、取締役の個人別の報酬等について審議を行い、当該内容を取締役会へ答申します。その後、取締役会に議案を上程し、取締役会において決定しております。

当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等については、内容を決定するにあたり、事前に指名・報酬委員会にて決定方針との整合性を含めた多角的な審議検討を行っております。取締役会は基本的にその答申を尊重しており、当該個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

監査等委員である取締役の報酬等については、2015年8月21日開催の第33期定時株主総会において決議された年間報酬限度額（年額20百万円以内、員数5名以内）の範囲で決定します。なお、第33期定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）であります。

各監査等委員である取締役の報酬等の決定権限は監査等委員会が有しており、監査等委員の協議により決定しております。

### ③ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる役員 の員数(人)
		固定報酬	業績連動報酬	譲渡制限付 株式報酬	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く)	93	70	—	22	22	3
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	14 (7)	14 (7)	—	—	—	3 (2)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2015年8月21日開催の第33期定時株主総会において年額240百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2015年8月21日開催の第33期定時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。
3. 譲渡制限付株式報酬の額は、株式報酬費用として当事業年度に費用計上した額であります。

### (3) 社外役員に関する事項

取締役（監査等委員） 渡部有紀、原田知代子

#### イ. 他の法人等の業務執行者の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役（監査等委員）の渡部有紀氏は、法律事務所徳賢の所員を兼務しております。

社外取締役（監査等委員）の原田知代子氏は、原田正一税理士事務所員を兼務しております。

なお、法律事務所徳賢及び原田正一税理士事務所と当社の間取引関係はありません。

#### ロ. 当事業年度における主な活動状況

役 職	氏 名	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	渡 部 有 紀	当事業年度に開催した取締役会12回、監査等委員会13回のすべてに出席し、弁護士としての経験に基づく深い造詣をもとに、専門的見地から適宜質問を行い、意見を述べて監査を行いました。当社のコーポレートガバナンスの強化及び独立した客観的立場での経営の助言・監督において、適切な役割を果たしました。
社外取締役 (監査等委員)	原 田 知代子	当事業年度に開催した取締役会12回、監査等委員会13回のすべてに出席し、企業経営などの分野における税理士としての豊富な経験と高い見識に基づき、専門見地から適宜質問を行い、意見を述べて監査を行いました。当社のコーポレートガバナンスの強化及び独立した客観的立場での経営の助言・監督において、適切な役割を果たしました。

#### ハ. 責任限定契約の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、各社外取締役との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(注) 2024年8月20日開催の第42期定時株主総会において、新たに太陽有限責任監査法人が当社の会計監査人に選任されたことに伴い、当社の会計監査人であった有限責任監査法人トーマツは退任いたしました。

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、当事業年度における会計監査人の監査計画の内容及び報酬見積もりの算出根拠の適正等について検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (4) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である太陽有限責任監査法人への監査業務の引継ぎに係る費用を支払っております。

### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

### (1) 当社及び子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス体制の確立と推進が、社会からの信頼を得るための不可欠な要件であるとの認識に立ち、当社及び子会社の取締役、使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための企業行動指針を制定している。さらに、コンプライアンス体制を組織的・永続的に運営するためにコンプライアンス委員会規程を制定し、常設機関として管理部門管掌取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置する。

具体的なコンプライアンス体制の推進に関しては、コンプライアンス委員会に常勤監査等委員、内部監査室長及び社外の弁護士を委員として加えてコンプライアンス委員会の機能を強化する。また、各委員が相互に連携を図りつつ、当社及び子会社の取締役、使用人の法令及び定款の遵守状況をモニタリングすることで、コンプライアンス推進体制の充実を図るものとする。

また、当社及び子会社の取締役、使用人の法令・定款違反を防止するために、コンプライアンス相談窓口取扱規程を制定し、コンプライアンスに関する相談や通報のための専門の相談窓口を設置する。これを当社及び子会社の取締役、使用人が常に利用できる体制を構築する。

なお、当社及び子会社の各部門の使用人の業務に関する法令・定款の遵守状況のチェックは内部監査室が内部監査規程に基づき実施する。また、当社及び子会社の取締役の職務執行状況は、法令及び監査等委員監査規程に基づき監査等委員会の監査を受けることとする。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、法令のほか、文書管理規程及び情報管理・秘密保持規程に従って、書面または電磁的方法により作成・保存する。作成・保存された情報は必要に応じて、取締役、監査等委員及び会計監査人等が常時閲覧できるものとする。取締役の職務の執行に係る情報の作成・保存及び管理体制については、監査等委員会の監査を受けるものとする。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、事前に適切な対応策を準備し損失の危険を最小限にすべく、業務運営に係るすべてのリスクについて適切に管理・対応できる体制の構築に努めるものとする。

代表取締役社長は管理部門管掌取締役をリスク管理に関する統括責任者に任命し、当社及び子会社の全社的なリスクを管理・統括する。対応部署においては必要に応じてマニュアルを制定し、所属する従業員に対する研修活動等を通じてリスク管理の徹底を図る。

不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長が対応責任者となり、危機管理のためのチームを組成し対応することで、損失を最小限に止める体制整備を推進する。

コンプライアンスに関するリスクに関しては、上記(1)のコンプライアンス相談窓口を利用することにより、当社及び子会社の役職員による当該リスクの発生を未然に防ぐものとする。

(4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、代表取締役社長の円滑な職務執行及び取締役会における意思決定の効率性の向上に資するため、取締役会の下に、取締役及び主要部門の長を構成員、代表取締役社長を議長とする経営会議を設置している。取締役会及び経営会議では、役員職務権限規程により付与された権限の範囲内で審議を行うものとする。また、子会社の取締役会においても経営の重要事項及び個別案件の決議を適宜行うものとする。

また、社会情勢・経済情勢の変化及び営業情報を踏まえて、代表取締役社長の経営方針を原案として経営会議及び取締役会の決議により3ヶ年の中期経営計画及び単年度の経営計画を策定している。当該計画を達成するために、当社及び子会社の各取締役は職務執行が効率的に行われるように努め、取締役会がこれを監督する体制を構築する。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社管理規程に基づき、当社子会社の取締役等から職務執行に係る事項の報告を受けるなど、適切な経営管理を行う。

また、子会社のコンプライアンス体制に関しては、コンプライアンス委員会規程及びコンプライアンス相談窓口取扱規程に従い役職員による相談窓口を設置し、当社グループとして一体的にコンプライアンス推進体制を構築する。

さらに、当社の内部監査室が内部監査計画に従って定期的に子会社の監査を実施するとともに、当社の常勤監査等委員が子会社の監査役を兼任することにより、業務の適正を確保する体制を構築する。

- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査等委員会の職務を補助すべき専属の使用人はいないが、必要に応じて内部監査室が監査等委員会の職務の補助を担当しており、監査等委員会に係る業務を優先して従事するものとする。なお、その人事に関しては監査等委員会の同意を得ることとし、取締役会からの独立性を確保するものとする。

- (7) 当社及び子会社の取締役、使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社の取締役、使用人は、当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、当該事実を直ちに監査等委員会に報告する。加えて、内部監査の実施状況及びコンプライアンス相談窓口への通報状況と内容を報告するものとする。

常勤監査等委員は、当社及び子会社の重要な意思決定のプロセス及び業務の執行状況を把握するため、取締役会をはじめ、コンプライアンス委員会の委員として重要な会議に出席する。加えて、重要な社内文書を閲覧し、必要に応じて当社及び子会社の取締役または使用人からの説明を求めることとする。

なお、監査等委員会への報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止する。

監査等委員会は、監査等委員監査規程に基づく独立性と権限により、内部監査室及び会計監査人と連携しつつ、監査の実効性の確保に努めるものとする。

- (8) 監査等委員の職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求を行ったときは、当該監査等委員の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

## (9) 反社会的勢力排除に向けた体制の整備

当社は企業行動指針において反社会的勢力への関与禁止を定めており、反社会的勢力との関係を完全に遮断し、取引や資金提供等を一切行わないこととする。また、平素から反社会的勢力の不当要求に備え、総務部を対応統括部署として警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と、情報交換や各種研修への参加等により緊密な連携関係を構築する。

なお、反社会的勢力からの不当要求があった場合、不当要求には決して応じず、警察等の外部専門機関と連携を行い組織として法的対応を行う。

### 【業務の適正を確保するための体制の運用状況】

当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実という観点から、2015年8月21日付で監査等委員会設置会社へ移行いたしました。また当社は、取締役会において経営上のリスクの検討を行い、必要に応じて社内組織や業務、諸規程等を見直し、その実効性を向上させております。

なお、業務の適正を確保するための体制についての運用状況は以下のとおりであります。

#### ①業務執行の適正及び効率性の向上に関する取り組みの状況

イ. 取締役会は、業務執行を行う取締役3名と監査等委員である取締役3名（うち、社外取締役2名）で構成され、活発な議論が行われております。

ロ. 当事業年度において、取締役会を12回開催し、各議案の審議及び重要な業務執行の状況について報告がなされ、業務執行状況の監督がなされております。

ハ. 取締役会は、重要な業務執行の一部を取締役に委任し、効率的な意思決定と業務執行を行っております。

#### ②コンプライアンス、リスクマネジメントに関する取り組み

イ. 従業員に対し、社内研修や会議体を通して、コンプライアンスに関する教育を実施しております。また、社内報等で法令の内容やその変更を周知することで、法令や定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

ロ. 法令や定款に反する行為に関しては、コンプライアンス相談窓口を整備することでモニタリング強化を図っております。また、当事業年度において、コンプライアンス委員会を6回開催しており、コンプライアンス、リスクマネジメントの強化につなげております。

### ③監査等委員会の職務執行

イ. 監査等委員である取締役は、取締役会において議案の審議・決議に参加し、また業務執行状況の報告を受けております。加えて、常勤監査等委員についてはコンプライアンス委員会の委員として重要な会議に出席するなど、監査の実効性の向上を図っております。なお、当事業年度において、監査等委員会を13回開催しております。

ロ. 監査等委員会の監査の実効性を確保するため、必要に応じて内部監査室が監査等委員会の職務の補助を行っております。

### ④内部監査体制

イ. 内部監査室は業務監査及び内部統制監査等を実施し、代表取締役及び取締役に報告を行っております。また、監査等委員会及び会計監査人と連携し、監査の実効性の向上を図っております。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、累進配当を基本として株主各位への安定的かつ継続的な配当による利益還元を実現すると同時に、経営体質強化のために十分な内部留保を確保し、新規出店など、適切な再投資にあてることを基本方針としております。

上記の方針に基づき、当事業年度の期末配当金は1株につき前事業年度より7円50銭増配し37円50銭とさせていただきます。これにより、中間配当を含めた1株当たりの年間配当金は、前事業年度に比べ10円増配の70円となります。なお、当社は2024年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の1株当たり期末配当金については、当該株式分割後の金額を記載しております。

# 連結貸借対照表

(2025年5月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>165,622</b>	<b>流動負債</b>	<b>220,680</b>
現金及び預金	57,038	買掛金	177,125
売掛金	761	1年内返済予定の長期借入金	5,682
商品	92,031	リース債務	2,256
貯蔵品	292	未払金	11,899
前払費用	2,857	未払費用	9,812
未収入金	11,479	未払法人税等	8,060
その他	1,161	未払消費税等	3,591
<b>固定資産</b>	<b>359,133</b>	契約負債	380
<b>有形固定資産</b>	<b>331,125</b>	店舗閉鎖損失引当金	52
建物及び構築物	250,949	その他	1,817
機械装置及び運搬具	2,188	<b>固定負債</b>	<b>46,612</b>
工具、器具及び備品	12,666	長期借入金	37,202
土地	53,238	リース債務	4,817
リース資産	6,333	退職給付に係る負債	1,953
建設仮勘定	5,749	資産除去債務	2,206
<b>無形固定資産</b>	<b>446</b>	その他	432
<b>投資その他の資産</b>	<b>27,561</b>	<b>負債合計</b>	<b>267,292</b>
投資有価証券	4	<b>(純資産の部)</b>	
繰延税金資産	2,913	<b>株主資本</b>	<b>257,362</b>
建設協力金	4,460	資本金	4,178
敷金及び保証金	17,038	資本剰余金	5,101
その他	3,144	利益剰余金	248,309
		自己株式	△227
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>101</b>
		その他有価証券評価差額金	1
		退職給付に係る調整累計額	99
		<b>純資産合計</b>	<b>257,463</b>
<b>資産合計</b>	<b>524,755</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>524,755</b>

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

# 連結損益計算書

(2024年6月1日から  
2025年5月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	1,011,390
売上原価	798,109
売上総利益	213,281
販売費及び一般管理費	172,877
営業利益	40,404
営業外収益	
受取利息	48
受取手数料	1,441
不動産賃貸	1,189
固定資産受贈	503
その他	561
営業外費用	
支払利息	254
不動産賃貸原価	464
その他	270
経常利益	988
特別利益	43,160
受取保険金	8
受取補償金	7
特別損失	
固定資産除却損	508
災害による損失	229
店舗閉鎖損	33
店舗閉鎖損失引当金繰入額	31
税金等調整前当期純利益	803
法人税、住民税及び事業税	11,845
法人税等調整額	△451
当期純利益	42,372
親会社株主に帰属する当期純利益	30,978
	30,978

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2024年6月1日から  
2025年5月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,178	5,101	222,284	△225	231,339
当期変動額					
剰余金の配当			△4,953		△4,953
親会社株主に帰属する当期純利益			30,978		30,978
自己株式の取得				△2	△2
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	26,025	△2	26,022
当期末残高	4,178	5,101	248,309	△227	257,362

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	1	101	102	231,442
当期変動額				
剰余金の配当				△4,953
親会社株主に帰属する当期純利益				30,978
自己株式の取得				△2
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	0	△1	△1	△1
当期変動額合計	0	△1	△1	26,021
当期末残高	1	99	101	257,463

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨てております。



# 損益計算書

(2024年6月1日から  
2025年5月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	1,011,390
売上原価	798,108
販売費及び一般管理費	213,281
営業利益	172,887
営業外収益	40,393
受取利息	48
受取手数料	1,441
不動産賃貸料	1,192
固定資産受贈益	503
その他	565
営業外費用	3,751
支払利息	254
不動産賃貸原価	464
その他	270
経常利益	988
特別利益	43,156
受取保険金	8
受取補償	7
特別損失	15
固定資産除却損	508
災害による損失	229
店舗閉鎖損	33
店舗閉鎖損失引当金繰入額	31
税引前当期純利益	803
法人税、住民税及び事業税	11,843
法人税等調整額	△451
当期純利益	42,368
	11,392
	30,976

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

# 株主資本等変動計算書

(2024年6月1日から  
2025年5月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					別途積立金	固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	4,178	4,610	490	5,101	7	300	390	221,172	221,870
当期変動額									
剰余金の配当								△4,953	△4,953
固定資産圧縮積立金の取崩							△33	33	－
当期純利益								30,976	30,976
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	△33	26,055	26,022
当期末残高	4,178	4,610	490	5,101	7	300	357	247,228	247,892

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△225	230,924	1	1	230,926
当期変動額					
剰余金の配当		△4,953			△4,953
固定資産圧縮積立金の取崩		－			－
当期純利益		30,976			30,976
自己株式の取得	△2	△2			△2
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			0	0	0
当期変動額合計	△2	26,020	0	0	26,020
当期末残高	△227	256,945	1	1	256,946

(注) 金額の表示は百万円未満を切り捨てております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年7月24日

株式会社コスモス薬品  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

九州事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 沖 聡

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 山内 紀彰

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社コスモス薬品の2024年6月1日から2025年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コスモス薬品及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年7月24日

株式会社コスモス薬品  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

九州事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 沖 聡

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 山内 紀彰

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コスモス薬品の2024年6月1日から2025年5月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年6月1日から2025年5月31日までの第43期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

- ① 監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
- ② 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査・内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年7月25日

株式会社コスモス薬品 監査等委員会

常勤監査等委員 小坂 通美 ㊞

監査等委員 渡部 有紀 ㊞

監査等委員 原田 知代子 ㊞

(注) 監査等委員渡部有紀氏及び原田知代子氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場 福岡市博多区博多駅前二丁目18番25号  
ホテル日航福岡 本館3階 都久志の間  
(電話番号 092-482-1111)



(交通のご案内)

■JRご利用の場合

JR鹿児島本線「博多駅」下車  
博多駅博多口より徒歩約3分

■地下鉄ご利用の場合

地下鉄「博多駅」下車  
博多駅博多口より徒歩約3分

■お車(福岡都市高速道路)ご利用の場合

※来られる方面によって降口が異なります。

【北九州方面からお越しの方】

「呉服町ランプ」下車後、  
昭和通りを直進し大博通りを左折。

【太宰府方面からお越しの方】

「千代ランプ」下車後、  
国道202号線を直進し大博通りを左折。



見やすいユニバーサル  
デザインフォントを  
採用しています。

電子提供措置の開始日2025年7月28日

**第43期定時株主総会  
その他の電子提供措置事項  
(交付書面省略事項)**

**連結注記表  
個別注記表**  
(2024年6月1日から2025年5月31日まで)

**株式会社コスモス薬品**

## 連 結 注 記 表

### (連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

#### 1 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数 2社

株式会社グリーンフラッシュ、株式会社コスモス・コーポレーション

##### (2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社及び関連会社はないため、該当事項はありません。

#### 2 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社はないため、該当事項はありません。

#### 3 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

その他有価証券

###### (イ) 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

###### (ロ) 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

###### ② 棚卸資産

###### (イ) 商品

売価還元法による原価法（値下額及び値下取消額を除外した売価還元の原価率を適用）を採用しております。

###### (ロ) 貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	2年～47年
機械装置及び運搬具	2年～17年
工具、器具及び備品	3年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

店舗閉鎖損失引当金

店舗の閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、店舗閉鎖関連損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは店舗の顧客に対して、医薬品、化粧品、食品及び雑貨等の商品を販売しております。商品を顧客に引渡した時点で顧客は当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断されることから、商品を顧客に引渡した時点で収益を認識しております。

顧客への財又はサービスの提供における役割が代理人に該当する取引については、当該対価の総額から他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

当社グループは医薬品、化粧品を購入した顧客に対して割引クーポン券を発行しております。当社グループは割引クーポン券を顧客に支払われる対価として認識しており、割引クーポン券発行時に取引価額を減額して収益を認識しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の利息

③ ヘッジ方針

当社は、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップは特例処理によっているため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税の会計処理は、当連結会計年度の費用として処理しております。

## (会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

## (会計上の見積りに関する注記)

### 固定資産の減損

#### (1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当社グループはドラッグストア等を多店舗展開しており、2025年5月31日現在、有形固定資産331,125百万円、無形固定資産446百万円(合計331,572百万円)を計上しておりますが、当連結会計年度において、減損損失は計上しておりません。

#### (2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、固定資産のグルーピングをしております。

これらの資産グループに関する減損の兆候を識別するため、店舗ごとに営業活動から生じる営業損益等が継続してマイナスとなっているか、又は市場価額が著しく下落しているかなどについて検討を行っております。

減損の兆候を識別した資産グループに対しては、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合に減損損失を認識する方針とし、将来キャッシュ・フローは、過去の実績や事業環境を反映した達成可能性が十分に高い事業計画を基礎とし、見積りの不確実性も考慮して検討を行っております。主要な仮定は、店舗機能強化等による売上高の伸長や、地代家賃や人件費等の費用の予測であります。

なお、これらの見積りは将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際のキャッシュ・フローが見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

**(連結貸借対照表に関する注記)**

- 1 有形固定資産に係る減価償却累計額 144,359百万円

**(連結損益計算書に関する注記)**

1 受取保険金

受取保険金は、2024年8月に発生した「台風10号」に伴う店舗設備、商品被害等に係るものであります。

2 受取補償金

受取補償金は、出雲市が施工する出雲都市計画道路 高砂町渡橋線事業に伴う店舗工作物等の移転補償金等であります。

3 災害による損失

災害による損失は、2024年1月に発生した「令和6年1月能登半島地震」等による損失を計上しております。

## (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

### 1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	40,000,800	40,000,800	—	80,001,600
自己株式				
普通株式	371,984	372,315	—	744,299

- (注) 1. 当社は、2024年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったため、発行済株式の総数が40,000,800株増加しております。
2. 普通株式の自己株式の増加は、株式分割による増加372,080株、単元未満株式の買取りによる増加235株によるものであります。

### 2 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年7月12日 取締役会	普通株式	2,377	60.00	2024年5月31日	2024年8月1日
2025年1月10日 取締役会	普通株式	2,575	32.50	2024年11月30日	2025年2月12日

- (注) 当社は、2024年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、2024年7月12日開催の取締役会決議に基づく配当の1株当たり配当額については当該株式分割前の株式数で記載しております。

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年7月11日 取締役会	普通株式	2,972	利益剰余金	37.50	2025年5月31日	2025年8月4日

## (金融商品に関する注記)

### 1 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行等金融機関からの借入による方針であります。また、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

建設協力金、敷金及び保証金については、主に店舗の賃貸借契約によるものであり、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

短期借入金、長期借入金（原則として10年以内）は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

建設協力金、敷金及び保証金については、取引先ごとの期日及び残高の管理を行うとともに、財務状況等の悪化による貸倒懸念の早期把握や軽減を図っております。

買掛金、借入金については、各部署からの報告に基づき財務経理部が適時に資金計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

デリバティブ取引については、資金調達に関する市場リスク管理方針に基づき実施しております。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

2025年5月31日における主な金融商品の連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 建設協力金	4,460	4,033	△427
(2) 敷金及び保証金	17,038	12,425	△4,612
資産計	21,498	16,458	△5,039
(1) 長期借入金 (※ 2、※ 3)	(42,884)	(42,647)	△236
負債計	(42,884)	(42,647)	△236
デリバティブ取引	—	—	—

(※ 1) 「現金及び預金」、「買掛金」については、現金は現金であること、預金及び買掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(※ 2) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(※ 3) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

## 3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価  
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
建設協力金	－	4,033	－	4,033
敷金及び保証金	－	12,425	－	12,425
資産計	－	16,458	－	16,458
長期借入金	－	42,647	－	42,647
負債計	－	42,647	－	42,647

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

(1) 建設協力金並びに (2) 敷金及び保証金

これらの時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標により割り引く方法により算定し、レベル2の時価に分類しております。

負債

(1) 長期借入金

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引く方法により算定し、レベル2の時価に分類しております。

金利スワップの特例処理の対象とされた変動金利の長期借入金（下記（2）参照）については、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(2) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該借入金の時価に含めて記載しております（上記（1）参照）。

## (収益認識に関する注記)

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

区分	主要販売品目	金額 (百万円)
医薬品	一般大衆薬・ドリンク剤・オーラルケア商品・介護用品 ビタミン剤・健康食品・ダイエット食品・調剤	140,639
化粧品	化粧品・男性化粧品・ヘアケア商品・入浴剤	93,107
雑貨	ベビー用品・洗剤・防虫剤・芳香剤・バス、トイレ用品 調理用品・園芸用品・カー用品・衣料	150,996
一般食品	加工食品・日配食品・調味料・菓子・飲料・酒	619,082
その他	たばこ・他	7,565
顧客との契約から生じる収益		1,011,390
外部顧客への売上高		1,011,390

(注) 一般食品に記載しております「日配食品」とは、毎日消費される食品の総称であり、パン、牛乳、豆腐、納豆、卵などです。

### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

〔(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 3. 会計方針に関する事項(5)重要な収益及び費用の計上基準〕に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	637	761
契約負債	522	380

契約負債は、顧客から受け取った前受金等のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。契約負債は収益の認識に伴い取崩されます。

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは個別の予想契約期間1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な取引はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	3,248円45銭
1 株当たり当期純利益	390円86銭

(注) 当社は、2024年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。  
1株当たり情報の各金額は、当連結会計年度の期首に株式分割を行ったと仮定して算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

# 個別注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

##### ① 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② その他有価証券

#### (イ) 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

#### (ロ) 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) 棚卸資産

##### ① 商品

売価還元法による原価法（値下額及び値下取消額を除外した売価還元の原価率を適用）を採用しております。

##### ② 貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

### 2 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	11年～47年
構築物	2年～30年
機械及び装置	7年～17年
車両運搬具	2年～6年
工具、器具及び備品	3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

(1) 店舗閉鎖損失引当金

店舗の閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、店舗閉鎖関連損失見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（７年）により按分した額をそれぞれ発生の日翌事業年度から費用処理することとしております。

4 収益及び費用の計上基準

当社は店舗の顧客に対して、医薬品、化粧品、食品及び雑貨等の商品を販売しております。商品を顧客に引渡した時点で顧客は当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断されることから、商品を顧客に引渡した時点で収益を認識しております。

顧客への財又はサービスの提供における役割が代理人に該当する取引については、当該対価の総額から他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

当社は医薬品、化粧品を購入した顧客に対して割引クーポン券を発行しております。当社は割引クーポン券を顧客に支払われる対価として認識しており、割引クーポン券発行時に取引価額を減額して収益を認識しております。

## 5 重要なヘッジ会計の方法

### (1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理を満たしているため、特例処理を採用しております。

### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の利息

### (3) ヘッジ方針

当社は、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

### (4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップは特例処理によっているため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

## 6 その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

### (1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理は、連結計算書類におけるこれらの会計処理と異なっております。

### (2) 消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税の会計処理は、当事業年度の費用として処理しております。

## (会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

## (会計上の見積りに関する注記)

固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当社は、ドラッグストア等を多店舗展開しており、2025年5月31日現在、有形固定資産331,084百万円、無形固定資産446百万円(合計331,530百万円)を計上しておりますが、当事業年度において、減損損失は計上しておりません。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表(会計上の見積りに関する注記)に記載した内容と同一であります。

## (貸借対照表に関する注記)

1 有形固定資産に係る減価償却累計額 144,311百万円

2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 14百万円

短期金銭債務 87百万円

## (損益計算書に関する注記)

1 関係会社との取引高

営業取引による取引高 837百万円

営業取引による取引以外の取引高 7百万円

その他 7百万円

2 受取保険金

受取保険金は、2024年8月に発生した「台風10号」に伴う店舗設備、商品被害等に係るものであります。

### 3 受取補償金

受取補償金は、出雲市が施工する出雲都市計画道路 高砂町渡橋線事業に伴う店舗工作物等の移転補償金等であります。

### 4 災害による損失

災害による損失は、2024年1月に発生した「令和6年1月能登半島地震」等による損失を計上しております。

## (株主資本等変動計算書に関する注記)

### 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	371,984	372,315	—	744,299

(注) 普通株式の自己株式の増加は、2024年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったことによる増加372,080株、単元未満株式の買取りによる増加235株によるものであります。

## (税効果会計に関する注記)

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払賞与	556百万円
未払事業税	570百万円
未払事業所税	131百万円
退職給付引当金	655百万円
減損損失	159百万円
資産除去債務	691百万円
その他	606百万円
繰延税金資産合計	3,371百万円
繰延税金負債	
建設協力金	△39百万円
固定資産圧縮積立金	△162百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△214百万円
その他有価証券評価差額金	△0百万円
繰延税金負債合計	△416百万円
繰延税金資産の純額	2,954百万円

### 2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（2025年法律第13号）」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.46%から31.35%に変更し計算しております。この変更による影響は軽微であります。

## (リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リースにより使用している重要な固定資産として店舗用建物、POSレジ及びその周辺機器、陳列什器、冷凍・冷蔵ショーケース、防犯設備等があります。

## (関連当事者との取引に関する注記)

### 役員及び個人主要株主等

種類	氏名 又は 会社等 の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	職業 又は 事業の 内容	議決権等 の所有(被 所有)割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
役員の近親者 が議決権の過 半数を所有し ている会社	合同会社 クロード ※1	福岡市 博多区	3	不動産の売 買、賃貸及 びその仲 介、斡旋、 管理	—	不動産の賃 借※2、※3	店舗賃借 料の支払	138	前払 費用	12

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

※1 当社取締役宇野之崇の近親者が議決権の100%を直接所有しております。

※2 賃借料については、所在地付近の平均的な賃料を参考に決定しております。

※3 価格その他の取引条件は、市場価格を勘案し、双方協議の上決定しております。

## (収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表（収益認識に関する注記）に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

## (1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 3,241円93銭

1株当たり当期純利益 390円83銭

(注) 当社は、2024年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

1株当たり情報の各金額は、当事業年度の期首に株式の分割が行われたと仮定して算定しております。

## (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。